

平成 29 年 2 月 14 日

お客様 各位

【重要】取引所為替証拠金取引（くりっく365）の証拠金制度変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 2 月 27 日(月)より、東京金融取引所の取引所為替証拠金取引（くりっく365）において、証拠金制度が以下のとおり変更になります。

当社ではこれまで、個人・法人のお客様ともに一律方式(レバレッジ 25 倍以下)とし、ハイレバレッジを希望する法人のお客様のみ、一部の通貨ペアを除き、一律方式（レバレッジ150倍以下）を適用してまいりました。今後は、日々の相場変動を踏まえ、リスクに応じて必要証拠金を適用するヒストリカルボラティリティ方式(以下、「HV 方式」)に変更になります。

なお、個人・法人のお客様のレバレッジ倍率は、従来どおり25倍を上限とし、相場変動等により、HV方式で算定したレバレッジが25倍を下回るときは、HV方式に基づく必要証拠金率が適用されます。

対象口座	変更前	変更後
個人・法人	一律方式（レバレッジ 25 倍以下）	【レバレッジ 25 倍上限付き HV 方式】 4%に相当する円価額、又は相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額
法人（ハイレバレッジを申し出た法人）	一律方式（レバレッジ 150 倍以下） *リラ・ランド等は 25 倍	【HV 方式】 相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額

※ 1：当社における必要証拠金は、東京金融取引所が算出した証拠金基準額を適用しています。

※ 2：証拠金基準額は東京金融取引所が毎週月曜日、通貨ペア毎に算出し、翌週月曜日から金曜日の間、適用されます。

※ 3：変更後の証拠金基準額は、変更前の 1,000 円単位から 10 円単位になります。

※ 4：現時点で、HV方式における主要通貨のレバレッジ倍率は、概ね 50 倍～60 倍と試算されています。

ご留意事項について

- 変更後の証拠金制度は2月27日から適用されますが、変更日以前から保有している建玉及び発注証拠金額にも適用されますので、建玉の管理には十分、ご注意ください。また、ご希望を申し上げます。

※2月27日の週の証拠金基準額は、2月20日(月)に公表される予定です。

- 当社に口座を開設されているお客様には1月下旬に、取引説明書(契約締結前交付書面)と約諾書に準じた契約書の新旧対照表とともに、変更契約書を同封し、弊社に返信していただくご案内をしております。2月27日(月)以降、お客様から弊社に変更契約書が到着しない間は、新規の建玉を制限(決済のみ可)させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

【本件のお問い合わせ先】

プレミア証券株式会社 業務部

〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5

水天宮北辰ビル9階

電話：03-5652-3801

e-mail:[info@premiere-sec.co.jp](mailto:info@premiere-sec.co.jp)